

GHG・CIガイドライン（案）に対するパブリックコメント



【概要】

- 温室効果ガス排出量及びCarbon Intensity 算定のための推奨作業指針（GHG・CIガイドライン）に対するパブリックコメントは **全6社・15項目**になる。
- 内容としては、**定義づけに関する事項、二酸化炭素の利用方法事項、原料の由来に関する事項**等であった。

【代表的なコメント例】

① 定義づけに関する事項

【コメント】

発生する二酸化炭素の一部をCCS等で貯留し大気放出しない水素をブルー水素と定義づけると記載があるが、アンモニアも同様に発生したCO₂の一部をCCUS等に利用しているアンモニアを**ブルーアンモニアと定義づけさせて頂きたい**。
例えばその定義については ①排出したCO₂のうち回収した割合（回収率）に**閾値を作る**、 ②回収（CCUS）したCO₂見合いのアンモニアについて**ブルーアンモニアと指定させて頂きたい**。

【回答】

ブルーアンモニアの定義については、今後CFAA、METIなどと共に検討する事項であり、JOGMEC単独で定義を設定することはありません。

- 本ガイドラインはあくまで推奨作業指針であり、定義等については今後、関係各所と議論を進める。

GHG・CIガイドライン（案）に対するパブリックコメント



【代表的なコメント例】

② 二酸化炭素の有効利用に関する事項

【コメント】

日本において、二酸化炭素（炭酸ガス）は溶接、炭酸飲料、ドライアイス、化学等、様々な産業用途に利用されている。炭酸ガスは日本社会を支える極めて重要で必要不可欠な産業ガスでもあり、何らかの手段で獲得する必要がある。その際、何かを燃やして獲得するより、ある目的生産物の生産工程から副生する二酸化炭素を利用することが最も理にかなっている。これら副生二酸化炭素を産業ガスとして利用する場合は「二酸化炭素を有効利用したカーボンリサイクル製品」として認められるべきと考える。

- 二酸化炭素の利用先は炭酸ガスとしての利用の他、尿素製造時の重要な原料としての利用も挙げられている。



【回答】

国際的にも議論中の内容であり、動向を注視し、今後検討します。

- 現時点では二酸化炭素の利用先に関し、本ガイドラインの範囲外となる事項である。

GHG・CIガイドライン（案）に対するパブリックコメント

【代表的なコメント例】

③ 原料の由来に関する事項

【コメント】

- ・水素・アンモニアの由来・対象に関し、現行ガイドラインでは天然ガス由来のみを対象としているが、石炭由来、副生水素を対象に含める予定はあるか確認したい。
- ・アンモニア製造時においては原料となる水素を炭化水素の水蒸気改質で取り出すが、その際、炭化水素源として廃プラスチックを利用する場合がある。この場合、バージンの天然ガスは利用していない。従って天然ガスを代替することが明確である。

【回答】

- ・水素・アンモニアの由来・対象に関しては、今後の議論に基づき拡大を検討していきます。